

議第百二十二号

令和三年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和三年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金一、九五九、八五〇、四七二円を次のとおり処分するものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

- | | |
|---------------|----------------|
| 一 資本金への組入れ | 一、〇七三、一三一、八五七円 |
| 二 減債積立金の積立て | 五八四、三〇二、七四一円 |
| 三 建設改良積立金の積立て | 三〇二、四一五、八七四円 |